

役場の代表番号は☎(84)1111です

■国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の確定申告用納付証明書の交

とができます。

1月31日(火)までに手続きをされると、平成24年4月分の年金からの支払いが中止され、7月、8月、9月、10月、11月、12月の支払いが

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を社会保険料控除として確定申告される場合に添付する証明書を町民税務課窓口

1月31日(火)までに手続きをされると、平成24年4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いただくことになります。口座振替のご依頼がお済みでない場合は、併せて手続きをしていただきます。

保険税（料）を普通徴収（納付書、口座振替）により納付されている方が対象となります。窓口に取りに来られない方は町民税務課までお問い合わせください。
せん。

なお、役場で確定申告される方は証明書の添付は必要ありません

- 年金の請求をお忘れで手続きをされた場合は、6月分以降の年金から中止されます。
※すでに変更の申し出をされている方の手続きは不要です。
- お問い合わせ 税務 G（内線253）

- 交付場所
町民税務課 税務G（③窓口）
- 交付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
- お問い合わせ
税務G（内線253）

（町民税務課）

■国民健康保険税及び
後期高齢者医療保険料の
納付方法は選択できます

（町民税務課）
国民健康保険税・後期高齢者
医療保険料の年金からのお支払
いは、口座振替へ切り替えるこ

・年金の加入期間が25年未満でも、カラ期間と合わせて25年以上あれば年金が受け取れます。

厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たす方に対し支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については、65歳になる前に請求しても、年金額が減らされることはありませんので速やかに請求を行ってください。

- ・一方の年金の受け取り開始を繰下げている方は、70歳になるまでに年金の請求を行つてください。

■年金の請求をお忘れで
はありませんか

・「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金が受け取れます。一方の年金だけを受け取っている方は、受け取っていない年金についても、あらためて請求を行つてください。

○厚生年金の加入期間のある65歳以上の方

- ・誕生日が昭和27年4月1日以前生まで、厚生年金の加入期間が20年以上の場合は受け取れます。
- 年金の受け取り開始を66歳以降に繰り下げる方
70歳になつても、年金は自動的には支払われません。

■自動車税の納税は口座振替で

の納税は口座

自動車税の納税について、口座振替をご利用いただくと、公共料金と同じように預金口座から自動的に納税ができ、大変便利です。お申し込みは、預金口座のある金融機関で簡単にできますので、口座登録の印鑑を持参のうえお手続きください。

(三) 茨城県筑西県税事務所

總務課管理担当